

旭川市汚染土壌処理業の許可に関する指導要綱

第1章

(目的)

第1条 この要綱は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請を行う者に対して、当該申請に先立って汚染土壌処理施設の設置及び変更に関する必要な事項について指導を行うことにより、汚染土壌の適正な処理及び周辺区域の生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚染土壌 法第16条第1項に規定する汚染土壌をいう。
- (2) 汚染土壌処理施設 法第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設をいう。
- (3) 汚染土壌処理業の許可 法第22条第1項の規定による汚染土壌処理業の許可又は法第23条第1項の規定による変更の許可をいう。
- (4) 事業計画者 汚染土壌処理業の許可を受けようとする者をいう。
- (5) 周辺区域 汚染土壌処理施設の設置等に伴い生活環境に影響を及ぼすおそれのある区域として別表第1で定める区域をいう。
- (6) 関係住民
 - ア 周辺区域内に居住する者
 - イ 汚染土壌処理施設からの排水（雨水及び水質汚濁防止法第2条第8項に規定する生活排水を除く。）が流入する周辺区域の公共用水域（同条第1項に規定する公共用水域をいう。）において水利権を有する者
 - ウ 周辺区域の町内会及び地区市民委員会
- (7) 環境配慮計画 汚染土壌処理施設を設置又は変更することによる周辺区域の生活環境に及ぼす影響について、その影響を事前に回避又は低減するなどの環境配慮に係る計画をいう。

第2章

(事前協議)

第3条 事業計画者は、汚染土壌処理業の許可を受けようとするときは、あらかじめ事前協議をするものとする。ただし、他法令等で事前協議に相当する手続が既に完了している場合で、市長が認めるときは、事前協議に係る手続の全部又は一部を省略することができるものとする。

2 前項の事前協議を行う者は、事前協議申込書（様式第1号）に事業計画書（様式第2号）を添えて市長に提出するものとする。

3 事業計画者は、第1項の規定による事前協議にあたっては、汚染土壌処理施設の立地に関し次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。ただし、既に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の許可を受けている施設において、併せて汚染土壌の処理を計画している場合はこの限りではない。

- (1) 水道水源への影響のおそれのある上流域に汚染土壌処理施設を設置しないこと。
- (2) 汚染土壌処理施設を設置しようとする土地（以下「設置場所」という。）に係る関係法令の規制又は要綱その他の行政指導の適用を受ける場合は、これらの法令等による手続を得ること。
- (3) 事業計画者は、設置場所について、既に土地使用の権原を有するか、又は汚染土壌処理業の許可の申請を行う前までに土地使用の権原を有していること。
- (4) 学校、医療施設、社会福祉施設、保育所等の文教・医療福祉施設に係る土地の敷地境界から設置場所の敷地境界までの距離は、おおむね500メートル以上であること。
- (5) 住宅、店舗その他これらの準ずる建物に係る土地の敷地境界から設置場所の敷地境界までの距離は、おおむね500メートル以上であること。

4 事業計画者は、第11条に規定する事前協議終了通知を受けた後でなければ、汚染土壌処理業の許可の申請及び当該許可に係る工事又は対象変更工事に着手してはならない。ただし、第1項ただし書の規定により、事前協議に係る手続の全部を省略した場合はこの限りではない。

（環境配慮計画）

第4条 事業計画者は、別表第2に掲げる項目のうち、汚染土壌処理施設の種類、規模及び処理能力を勘案して環境配慮計画を作成するものとする。ただし、既に廃棄物処理法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の許可を受けている施設において、併せて汚染土壌の処理を計画している場合はこの限りではない。

2 事業計画者は、環境配慮計画の作成にあたっては、汚染土壌処理施設の所在地又は周辺区域の生活環境の状況及び当該汚染土壌処理施設の設置等がその所在地又は周辺区域の生活環境に及ぼす影響を調査するものとする。ただし、他法令等で当該調査に相当する調査を既に完了している場合で、市長が認めたときは、調査の全部又は一部を省略することができるものとする。

（周知）

第5条 事業計画者は、事業計画書を市長に提出した後に関係住民に対し、当該事業計画について周知するものとする。

2 事業計画者は、前項の周知を行うにあたり、次の事項を記載した住民説明会等計画書（様式第3号）をあらかじめ市長に提出するものとする。

- (1) 周知を行う周辺区域
- (2) 周知の方法
- (3) 周知の内容
- (4) その他必要な事項

3 事業計画者は、第1項の周知を行ったときは、関係住民からの意見及びその対応等の記録を記載した住民説明会等結果報告書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

4 事業計画者は、第2項の住民説明会等により、関係住民からの意見を徴し、意見があった場合には、誠意をもって事業計画に反映させるよう努めるものとする。

(協定の締結)

第6条 事業計画者は、第2条第6号のウから汚染土壌の処理に係る生活環境の保全に関する協定の締結を求められたときは、誠意をもってこれに応ずるよう努めるものとする。

(関係機関等との調整)

第7条 事業計画者は、汚染土壌処理施設の設置にあたり、関係機関等との調整、協議等を自らの責任において行うものとする。

2 市長は、第3条の規定による事前協議において、必要に応じ関係機関等に意見を求めることができるものとする。

(専門的知識を有する者からの意見の聴取)

第8条 市長は、第3条の規定による事前協議において、必要に応じ専門的知識を有する者の意見を聴くことができるものとする。

(事業計画者への指導)

第9条 市長は、第3条の規定による事前協議及び第5条の規定による関係住民への周知において必要と認めるときは、事業計画者に対し、事業計画書、住民説明会等計画書及び提出された関係書類の変更その他講ずべき措置について指導するものとする。

2 市長は、事業計画者に対し、必要に応じ前項の指導内容に対する所要の状況及び第7条第1項による調整、協議等の状況について報告を求めるものとする。

(事前協議の中断)

第10条 市長は、第9条による指導を行った日から1年を経過してもなお当該指導に対する所要の措置がなされないとき又は事業計画が実施困難な状況にあると認めたときは、事前協議を中断することができるものとする。

(事前協議の終了通知)

第11条 市長は、次の各号のいずれにも該当すると認める場合は、事前協議を終了し事前協議終了通知書(様式第5号)により事前計画者に通知するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が法に定める基準に適合していること。
- (2) 第5条の規定による周知が適切に行われたこと。
- (3) 第7条の規定による関係機関との調整、協議が終了していること。
- (4) 第9条の規定による指導内容に対する所要の措置が適切に行われたこと。

(事前協議の有効期限)

第12条 事業計画者が、第11条に規定する事前協議終了通知書を受けてから1年を経過する日までに、許可の申請をせず、又は工事、あるいは対象変更工事に着手しないときは、改めて、事前協議の手続を行うものとする。ただし、事業計画者の責めに帰することができない特別な事情があると市長が認めたときは、この限りではない。

第3章

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

別表第1（第2条第5号関係）

<p>(1) 汚染土壌処理施設の敷地境界からおおむね 500メートル以内の範囲内の土地及び当該土地を包含する町内会及び地区市民委員会の区域内の土地。ただし、汚染土壌と産業廃棄物を併せて処理する施設については、旭川市廃棄物の処理に係る指導要綱（平成12年4月1日施行）第9条の3第1項の規定により市長が決定した範囲の地域。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、汚染土壌処理施設の設置等により生活環境に影響が想定されるものとして事業計画者が定めた範囲内の区域</p>
--

別表第2（第4条第1項関係）

施設の種類の等		浄化処理施設	セメント等製造施設	埋立処理施設	分別等処理施設	汚染土壌等運搬車両
大気質	特定有害物質，二酸化窒素，ばいじん，塩化水素，ダイオキシン類	○	○			
	粉じん	○	○	○	○	
	二酸化窒素，浮遊粒子状物質					○
水質	有害物質，生物化学的酸素要求量（BOD），化学的酸素要求量（COD），浮遊物質（SS），窒素，りん，ダイオキシン類	○	○	○	○	
地下水	地下水位，水質			○		
騒音	騒音レベル	○	○	○	○	○
振動	振動レベル	○	○	○	○	○
悪臭	特定悪臭物質濃度	○	○	○	○	

備考

- 1 各施設には、保管施設等汚染土壌処理施設と併せて事業場内に設置される施設を含む。
- 2 有害物質は、汚染土壌処理施設の設置等により排出が予想される物質に限る。
- 3 汚染土壌と雨水等が接触する場合は、雨水等の水質を含む。

事業計画書

(第1面)

年 月 日

(あて先) 旭川市長

提出者



事前協議の区分	<input type="checkbox"/> 新規許可 <input type="checkbox"/> 変更許可	
汚染土壌処理施設を設置しようとする事業場の名称・所在地		
汚染土壌処理施設の種類	浄化等処理・セメント製造・埋立処理・分別等処理	
汚染土壌処理施設の構造		
汚染土壌処理施設の処理能力		
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	別表のとおり	
他に汚染土壌処理業の許可を受けている場合は当該許可をした都道府県知事（政令で定める市にあっては市長）及び許可番号（申請中は申請年月日）	都道府県知事（市長）	許可番号（申請年月日）
汚染土壌の処理の方法		
セメントの品質管理の方法（セメント製造施設に限る。）		
保管設備の場所及び容量		

(第2面)

再処理汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び所在地，再処理汚染土壌処理施設について汚染土壌処理業の許可をした都道府県知事及び許可番号，再処理汚染土壌処理施設の種類及び処理能力	名 称	所在地
	都道府県知事（市長）	許可番号
	種 類	処理能力

(添付書類)

- 1 事業場の位置図
- 2 汚染土壌処理施設に係る事業場の周囲の状況及び敷地境界線並びに当該汚染土壌処理施設の配置を示す図面
- 3 汚染土壌処理施設の構造を明らかにする平面図，立面図，断面図，構造図及び設計計算書並びに埋立処理施設にあつては，周囲の地形，地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- 4 汚染土壌の処理工程図
- 5 汚染土壌の処理に伴って生じた汚水の処理の方法並びに汚染土壌処理施設に係る事業場からの排出水及び排水に係る用水の系統を説明する書類
- 6 汚染土壌処理施設に係る事業場から公共用水域に排出される，又は下水道に排除される排水の水質の測定方法を記載した書類
- 7 汚染土壌処理施設の周縁地下水の水質の測定方法を記載した書類
- 8 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の汚染土壌処理施設に係る事業場からの飛散等並びに地下への浸透を防止する方法を記載した書類
- 9 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあつては，汚染土壌の処理に伴って生じ，排出口から大気中に排出される大気有害物質の排出方法及び処理方法並びに大気有害物質の量の測定方法を記載した書類
- 10 汚染土壌の処理に係る事業経営計画の概要を記載した書類
- 11 申請者が汚染土壌処理施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には，当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類
- 12 他に土壌汚染対策法（以下「法」という。）第22条第1項の許可を受けている場合にあつては，当該許可に係る法第14条第1項の許可書の写し
- 13 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の規定による産業廃棄物処分業に係る許可又は同法第14条の4の規定による特別管理産業廃棄物処分業に係る許可を受けている者は，その許可証の写し
- 14 環境配慮計画書
- 15 その他市長が必要があると認める書類

(第3面)

別表 処理対象物質及び汚染状態

物質名	受入れ ○×	受入れ濃度の上限		
		土壌溶出量 (mg/L)	第二溶出量 適合○ 超過◎	土壌含有量 (mg/L)
四塩化炭素				—
1,2-ジクロロエタン				—
1,1-ジクロロエチレン				—
シス-1,2-ジクロロエチレン				—
1,3-ジクロロプロペン				—
ジクロロメタン				—
テトラクロロエチレン				—
1,1,1-トリクロロエタン				—
1,1,2-トリクロロエタン				—
トリクロロエチレン				—
ベンゼン				—
カドミウム及びその化合物				
六価クロム化合物				
シアン化合物				
水銀及びその化合物				
セレン及びその化合物				
鉛及びその化合物				
砒素及びその化合物				
ふっ素及びその化合物				
ほう素及びその化合物				
シマジン				—
チオベンカルブ				—
チウラム				—
ポリ塩化ビフェニル				—
有機りん化合物 (パラチオン, メルパ ラチオン, メルジメトン及び EPN に限 る。)				—

住民説明会等計画書

年 月 日

(あて先) 旭川市長

提出者



汚染土壌処理施設を設置しようとする事業場の名称・所在地	
汚染土壌処理施設の種類	浄化等処理・セメント製造・埋立処理・分別等処理
周知を行う周辺区域	範囲は別紙のとおり 対象戸数 住宅 戸, 事業所 戸
周知の方法	説明会の開催・戸別訪問・回覧板・その他 ()
周知の場所 (会場名等)	
周知の日時・期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
周知の内容 (開催の周知方法・説明内容等)	別紙のとおり
連絡先	部署 ; 担当者名 ; 電話 ; () -

住民説明会等結果報告書
(第1面)

年 月 日

(あて先) 旭川市長

報告者



旭川市汚染土壌処理業の許可に関する指導要綱第5条第3項の規定により、次のとおり報告します。

汚染土壌処理施設を設置しようとする事業場の名称・所在地		
汚染土壌処理施設の種類	浄化等処理・セメント製造・埋立処理・分別等処理	
周知を行った周辺区域	範囲は別紙のとおり 対象戸数 住宅 戸, 事業所 戸	
周知の方法	説明会の開催・戸別訪問・回覧板・その他 ()	
周知をした期間 (説明会を除く)	年 月 日から 年 月 日まで	
説明会	開催日時・場所・参加人数 開催日時; 年 月 日 時から 年 月 日 時まで 開催場所: 参加人数; 名	
	開催周知の方法, 説明内容, 質疑・意見の概要等	第2面のとおり
	意見への見解及び対応措置の内容	第2面のとおり
連絡先	部署; 担当者名; 電話; () -	

備考 住民説明会等で使用した資料・周知文などを添付のこと。

開催周知の方法	
説明内容	
質疑・意見の概要等	
意見への見解	
対応措置の内容	

年 月 日

様

旭川市長

印

事前協議終了通知書

年 月 日付けで申込みのあった汚染土壌処理業の許可に係る事前協議が終了しましたので、旭川市汚染土壌処理業の許可に関する指導要綱第11条第1項の規定により通知します。

- 1 申請者の事務所の所在地
- 2 事前協議の区分
- 3 汚染土壌処理施設を設置しようとする事業場の名称・所在地
- 4 汚染土壌処理施設の種類
- 5 その他